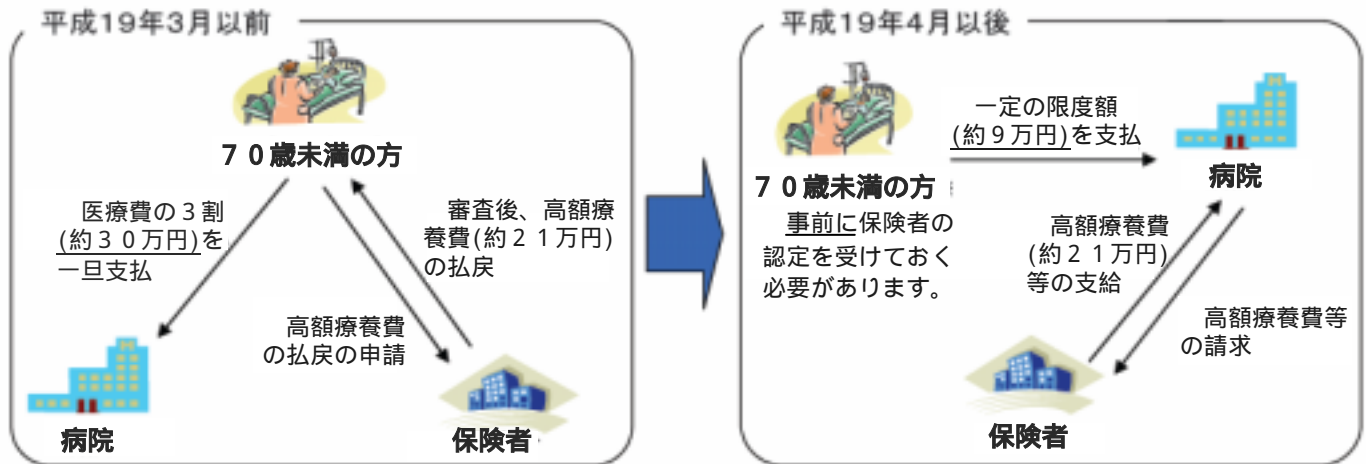


医療相談室だより

平成19年4月1日からの健康保険法一部改正で、**70歳未満の方の入院に係る高額療養費**が変わりました。**高額療養費**とは、医療費の支払い金額が**一定の金額**（1）以上となった場合、超えた分が払い戻される制度です。

今までは、医療機関の窓口で自己負担分を支払った後に『申請によって』一定の金額を超えた分の払い戻しがされていましたが、今回の改正では、1つの医療機関（2）での窓口支払いは一定の金額以上は請求がされないこととなりました（70歳以上の方は既に一定の金額以上は請求されていません）。これにより、多額の現金を窓口で支払う必要がなくなることや、高額療養費の申請漏れが減少するということが期待されます。

（例）入院費が約100万円の場合



- 1 **自己負担限度額**といって、その方の所得状況等により医療費負担の上限の金額が決められています。
- 2 複数の医療機関にかかる場合は申請が必要です。

詳しくは医療相談室にご相談ください。

MSW(メディカルソーシャルワーカー)
藤浪 克則・田中 理・立花 真季

ひな祭り会



3月1日、介護病棟では「ひな祭り会」を行いました。手作りのひな段を見ながら歌を歌うと、「昔を思い出した」と感激して涙を流される患者様もいらっしゃいました。

その後は3つのグループに分かれて「糸まきゲーム」を行いました。チームワークが必要なゲームで、声を掛け合い協力し合っている姿が印象的でした。

ゲームの後はおやつタイム。久しぶりのケーキを、患者様は大変喜ばれていました。

「とても楽しかった」と笑顔で話され、充実した1日を過ごされたようでした。

介護員 荒川 貴祥

編集後記

暖かい日差しに春を感じる昨今、早いもので、新棟に引越して1年が経ちました。今年度も職員一同、皆様によりよいサービスを提供するよう努めてまいります。

院外広報誌編集委員 兜 毅

